

# 令和5年度内部統制評価報告書審査意見書

宮 崎 県 監 査 委 員



44100-1076  
令和6年9月2日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 川 野 美奈子  
宮崎県監査委員 木 下 博 義  
宮崎県監査委員 日 高 博 之  
宮崎県監査委員 後 藤 哲 朗

令和5年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和6年6月25日付け21230-1038で審査に付された令和5年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

# 令和5年度内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の対象

令和5年度内部統制評価報告書

## 2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 3 審査の実施内容

令和5年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、評価対象期間を対象として実施したその他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

令和5年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

## 5 改善が望まれる事項

内部統制制度の導入から4年目に入り、監査においても制度導入前と比較して指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) 自己点検について

各所属のリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(2) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備について

令和5年度においても、「特に注意すべき不備」とされる事案発生が複数報告され、個人情報の漏えいなど件数が増加した不備も見受けられた。個人情報の取扱いについては、漏えい、滅失等の防止など安全管理に万全の注意を払う必要があり、特に大量の個人情報や、要配慮個人情報等の秘匿性の高い個人情報を取り扱う所属においては、より厳格な管理が求められるところである。個人情報の漏えい等の発生は、個人の権利利益が侵害される危険があり、また、行政に対する県民の信頼を失墜させるリスクも高いことから、職員の一層の意識啓発を含め効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

また、前年度に把握された不備と同一内容の不備が発生した所属が、引き続き、多数確認されている。これらの所属においては、職員の一層の意識啓発を図るとともに、組織的なチェック体制をさらに強化するなど効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

(3) 「重大な不備」について

車検切れの公用車の使用については、法令遵守という県の事務執行に当たっての根幹が守られなかったものであり、また、令和4年度に同様の事案発生を受け、全庁的な再発防止の取組の徹底が周知されていたところ、令和5年度においても再発したものである。

については、県政に対する信頼を確保するため、改めて全庁的な再発防止策の徹底が強く望まれる。